

# 安全管理者選任時研修 案内書

## 法律根拠

- 労働安全衛生法第11条では、政令で定める業種（下記の点線枠内を参照）で50人以上の労働者を使用するものは、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから安全管理者を専任し、安全に関する技術的事項を管理させなければならないとされています。
- 安全管理者は、労働安全衛生規則第5条により、一定の経歴等（下記の「受講資格」欄を参照）に該当する者であって、厚生労働大臣が定める安全管理に必要な知識についての研修を修了したものを選任する必要があります。
- この講習は、厚生労働大臣の定める規定に基づいて実施されるもので、安全管理者になるための必須要件です。安全管理者への就任を予定される方には、是非とも受講いただきますようご案内いたします。



## 受講資格

- (1) 大学、高等専門学校の理科系の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務を経験した者
  - (2) 高等学校、中等教育学校（旧制中学）の理科系の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務を経験した者
  - (3) その他厚生労働大臣が定める者
    - 理科系統以外の大学、高等専門学校を卒業後4年以上産業安全の実務を経験した者
    - 理科系統以外の高等学校等を卒業後6年以上産業安全の実務を経験した者
    - 7年以上産業安全の実務を経験した者
- ※上記に該当しない方でも受講は可能ですが、修了証のみでは安全管理者にはなれません。

## 受講科目・講習時間

安全管理(3H)、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業場が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む)(3H)、安全教育(1.5H)、関係法令(1.5H)

## 受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 一般：受講料 12,100円、テキスト代 1,650円、合計 13,750円  
 会員：受講料 9,900円、テキスト代 1,650円、合計 11,550円